

平成29年度 旅館等受入環境整備補助金交付要領

(趣旨)

第1条 近年、訪日外国人旅行者の急増により宿泊施設の確保が困難となっている一方、旅館等宿泊施設においては受入に向けた環境整備が喫緊の課題となっている。また、観光産業においては、他産業と比べて繁忙期・閑散期の波が大きく、事業経営者が正規雇用には踏み切れない要因となっていたが、今後は海外からの誘客等を通じて安定的な雇用確保を図るとともに、必要な人材を確保する必要がある。

本事業は、訪日外国人旅行者の受入環境の整備を支援することにより旅館等の利用を促進し、観光消費額を向上させるとともに、旅館等の宿泊施設が従業員の為の職場環境を改善することにより、正規雇用の促進に繋げることをもって観光産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的とする。公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）は、旅館等が、訪日外国人旅行者の受入環境の整備及び正規雇用者の確保のために実施する従業員の為の職場環境の改善のための施設等への改修を支援することを目的に、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)中小企業者 資本金5千万円以下、従業員数200人以下のいずれかを満たす会社又は個人事業主をいう。

(2)みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている企業

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、対象となる施設等、対象となる期間、対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表1に定めるとおりとする。

(補助対象者等)

第4条 この補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、京都府内において、旅館業法第2条に定めるホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業を営む中小企業者（みなし大企業に該当しないものに限る。）であって、正規雇用促進又は訪日外国人旅行者の受入に向けた、財団が別に定める取組を行う者とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は本事業の対象としない。

(1)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営むと認められるとき。

(2)役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。）

以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(3)暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。

(4)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7)下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(2)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8)補助事業者が、(2)から(6)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合((7)に該当する場合を除く。)に、財団が補助事業者に対して当該契約の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったとき。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、旅館等受入環境整備補助金交付申請書(第1号様式、以下「交付申請書」)に、別に財団が定める書類を添えて、財団が指定する期日までに提出しなければならない。

(事業の着手時期)

第6条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降とする。ただし、やむ得ない理由があると財団が認める場合はこの限りではない。

2 前項ただし書きにより、補助金の交付決定前に事業を開始しようとする申請者は、旅館等受入環境整備補助金事前着手届(第2号様式)を予め財団に提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 財団は、第5条の規定による交付申請書の提出があったときは、意見聴取会において事業計画等に対する意見を聴取し、その結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

なお、財団は、必要があるときは、補助金の交付申請にかかる事項につき修正を加え、又は条件を附して、補助金の交付の決定を行うことができる。

2 前項の意見聴取会に関する事項については、財団が別に定める。

3 財団は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という)は、第5条の規定により提出した交付申請書の内容等を変更しようとするときは、旅館等受入環境整備補助金変更等承認申請書(第3号様式)を財団に提出し、その指示又は承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止の届出)

第9条 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、旅館等受入環境整備補助金事業中止(廃止)届出書(第4号様式)を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助対象事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付決定通知の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、旅館等受入環境整備補助金実績報告書(第5号様式、以下「実績報告書」)を、財団に提出しなければならない。

(額の確定等)

第11条 財団は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び現地調査等により、補助対象事業が適正に実施されたことを確認した上で交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、請求書(第6号様式)により補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 財団は、次の各号に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 応募資格等の要件を満たさないことが判明したとき
- (2) 本要領に違反したとき
- (3) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき
- (4) 補助事業者として不適当な行為があったと認められたとき

2 財団は、前号の規定により取消したときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 財団は、前条第1項の規定により補助金の交付の取消等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年2.7%の割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年2.7%の割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助対象事業の完了の翌年度から5年度間は保存しなければならない。

(状況報告)

- 第17条 補助事業者は、補助対象事業の完了の翌年度から起算して3年度間は、毎年5月末日までに、補助対象の事業の状況について、旅館等受入環境整備事業状況報告書（第7号様式）を財団に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の翌年度から起算して3年度間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

- 第18条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の取得財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、取得財産管理台帳（第8号様式）を備え、その保管状況を明らかにするとともに、財団の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を財団に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数もしくは補助事業の完了の翌年度から10年間のいずれか短い期間を経過した場合は、この限りではない。
- 3 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産処分承認申請書（第9号様式）を財団に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 財団は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(立入検査等)

- 第19条 財団は、補助対象事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員もしくは京都府職員に、その事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(成果の発表)

- 第20条 財団は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助対象事業の成果を発表させることができる。
- 2 補助事業者は、財団が補助対象事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(その他)

- 第21 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月7日から施行し、平成29年度に採択した補助金から適用する。

別表1 (第3条関係)

正規雇用促進職場環境整備に係る対象事業	対象施設等	対象期間	対象経費	補助率	補助限度額
正規雇用の促進につながる従業員の職場環境改善のために実施する施設設備改修事業 (例示) <ul style="list-style-type: none"> ・社員寮の建設 ・社員寮の内部改修(壁紙の張替…を含む) ・社員寮の個室への、バスルームやトイレの設置 ・従業員用の駐車場や駐輪場の設置、改修 ・従業員用トイレの新設・改修 ・従業員用トイレへのウォシュレットの設置 ・従業員用休憩室の整備、改修 ・従業員が使用するスペースへのエアコンディショナーの設置 ・従業員用シャワールームの設置、改修 ・従業員食堂の設置、改修 ・従業員のための託児スペースの設置 ・従業員用エレベーターの設置、改修 ・バックヤードの床、壁紙の補修 ・その他本事業の目的を達するために必要であると財団の理事長が認める事業 	a:旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた京都府内に所在する施設であつて、不特定多数の者が利用できる施設 b: aの施設内外の従業員のために設けられた社員寮、駐車場、駐輪場などの施設	交付決定日から当該事業年度の3月31日まで	(対象事業の実施に直接必要な以下の経費) <ul style="list-style-type: none"> ・改修工事等施工費用(改修工事等に伴う既存建物、設備等の解体撤去費用・処分費用、設計費用を含む) ・改修の対象となる設備等の購入費用、設置費用(例:洋式トイレ便器、エアコンディショナー等) (注)建物と一体にならない設備等改修は対象外となります。	対象経費(税抜)の15%以内	30万円以上150万円以内(正規雇用促進事業と訪日外国人受入環境整備に係る対象事業を同時に申請する場合は、両方の事業を合計した額)
訪日外国人受入環境整備に係る対象事業	対象施設	対象期間	対象経費	補助率	
訪日外国人旅行者受入環境改善のために実施する施設設備改修事業。(建物内部の改修に限る) ※ただし、老朽化等による、単なる補修(機能改善)のみの改修工事は対象外となります。(古くなったものを綺麗にするだけの改修は含みません) (例示) <ul style="list-style-type: none"> ・館内及び客室内のトイレの和式から洋式化(※既存トイレへのウォシュレットのみ新規設置は対象外) ・既存客室の和洋室化(和・洋・和洋室の各々)や新たな和洋室又は新たな洋室の設置とそれらに伴うバスルームやトイレの設置 ・館内及び客室内の高さ(ドアや天井)の改修 ・館内及び客室内の案内表示の多言語化(※デジタルサイネージによるシステム構築のものは除く) ・大部屋の個室化、それに伴うドアや鍵の設置、バスルームやトイレの設置 ・訪日外国人旅行者の特性に合わせた館内施設(例:茶室・礼拝室等)の設置 ・その他本事業の目的を達するために必要であると財団の理事長が認める事業 	旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた京都府内に所在する施設であつて、不特定多数の者が利用できる施設	交付決定日から当該事業年度の3月31日まで	(対象事業の実施に直接必要な以下の経費) <ul style="list-style-type: none"> ・改修工事施工費用(改修工事に伴う既存建物、設備等の解体撤去費用・処分費用、設計費用を含む) ・改修の対象となる設備等の購入費用、設置費用(例:洋式トイレ便器、エアコンディショナー等) (注)建物と一体にならない設備等改修は対象外となります。	対象経費(税抜)の15%以内	